［号を削る。］

三・四　［略］

［号を削る。］

五・六　［略］

［4・5　略］

（法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業）

第十条　法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業は、第一条第一号（同号イ(7)及び(8)並びにロ(1)、(3)及び(4)に掲げるものを除く。）及び第二号に掲げる事業とする。

（法第二十七条の三の内閣府令で定める特定事業）

第十一条の二　法第二十七条の三の内閣府令で定める特定事業は、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資する事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一　［略］

二　次のいずれかに該当するものであること。

イ　高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは提供に関する事業であって次に掲げるもの

(1)～(4)　略

［削る。］

ロ　我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業に係る国際的な事業機会の創出その他当該産業に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業であって次に掲げるもの

(1)　［略］

［削る。］

［削る。］

(2)～(4)　［略］

［八・ニ　略］

三　［略］

（法第二十七条の五の内閣府令で定める特定事業）

第十三条　法第二十七条の五の内閣府令で定める特定事業は、次に掲げる事業とする。

［一・二　略］

三　小規模企業者が行う第一条第三号に掲げる事業に係るもの（次条第二号ハ又はニに該当する小規模企業者については、個人からの金銭の払込みを受けて新株を発行するときに、特定株式投資契約（その新株の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約をいい、当該投資契約に係る払込金を、第三条第三項に規定する事業実施計画に記載された事業の用に供する旨の記載があるものに限る。以下同じ。）の締結日における常時雇用する従業員の数が設立時の常時雇用する従業員の数以上の数を維持しており、かつ、前事業年度末より常時雇用する従業員の数が二人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあっては、一人）以上増加している場合に限る。）

三　基準事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。第十五条第一項第三号及び第十七条第一項第三号において同じ。）に添付された法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十四条第二項に規定する別表二の写し（設立事業年度を経過している場合に限る。）

四・五　［同上］

六　組織図

七・八　［同上］

［4・5　同上］

（法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業）

第十条　法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業は、第一条第一号（同号ロ(3)及び(4)に掲げるものを除く。）及び第二号に掲げる事業とする。

（法第二十七条の三の内閣府令で定める特定事業）

第十一条の二　法第二十七条の三の内閣府令で定める特定事業は、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資する事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一　［同上］

二　次のいずれかに該当するものであること。

イ　高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器若しくは医薬品の研究開発又はその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは提供に関する事業であって次に掲げるもの

(1)～(4)　同上

(5)　高度医療施設等に近接して設けられるホテル、旅館その他の宿泊施設であって、専ら患者又はその家族の利用に供されるものの運営に関する事業

ロ　我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業に係る国際的な事業機会の創出その他当該産業に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業であって次に掲げるもの

(1)　［同上］

(2)　国際会議等への外国人の参加に必要な渡航に係る手続の代行又は当該渡航に付随して行う通訳案内その他の外国人の参加者の便宜となるサービスの提供に関する事業

(3)　外国会社、国際機関その他の者に勤務する者の子女又は海外から招へいした研究者の子女を対象とした外国語による教育に関する事業

(4)～(6)　［同上］

［八・ニ　同上］

三　［同上］

（法第二十七条の五の内閣府令で定める特定事業）

第十三条　法第二十七条の五の内閣府令で定める特定事業は、次に掲げる事業とする。

［一・二　同上］

三　小規模企業者が行う第一条第三号に掲げる事業に係るもの（次条第二号ハ又はニに該当する小規模企業者については、個人からの金銭の払込み（商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百二十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十一条ノ八第二項第六号に規定する払込みを除く。以下同じ。）を受けて新株を発行するときに、特定株式投資契約（その新株の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約をいい、当該投資契約に係る払込金を、第三条第三項に規定する事業実施計画に記載された事業の用に供する旨の記載があるものに限る。以下同じ。）の締結日における常時雇用する従業員の数が設立時の常時雇用する従業員の数以上の数を維持しており、かつ、前事業年度末より常時雇用する従業員の数が二人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあっては、一人）以上増加している場合に限る。）